

第 1 5 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 8 月 3 0 日（月）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 1 5 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂	田	雄一郎
9	番	上	野	勇	樹
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

10	番	山	田		浩
----	---	---	---	--	---

本日の議案は次のとおり

- 議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 議案第 2 号 買入協議の要請について
- 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局出席者	事務局 長	砂 田	隆 樹
	事務局主査	柳 沢	妙 子

議長 これより、第15回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は11名でございます。
山田委員におかれましては、欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。7番 高島 委員、
8番 野呂田 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第15回南幌町農業委員会総会は、8月30日 本日1日限り
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第15回南幌町農業委員会総会
は、8月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和3年7月28日、第14回農業委員会総会を開催した。
8月23日、令和3年度新規就農者激励会が南幌町農業協同組
合で開催され、会長出席した。 以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通
知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、

賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和3年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、1件でございます。

賃貸人は、札幌市〇区〇〇〇条〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で

16,100㎡他計2筆ございまして、44,380㎡となり、

賃貸借の合意解約日は、令和3年8月〇〇日でございます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第5** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和３年８月３０日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第２号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、１件でございます。

買入申出者は、札幌市〇区〇〇〇条〇〇〇丁目〇番〇号、
〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で１６，１００㎡他計２筆ございまして、４４，６５０㎡となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第２号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第６** 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について。
農地法第３条第１項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。令和３年８月３０日提出。南幌町農場委員会会長名。

事務局 議案第３号について説明いたします。農地法第３条の規定による許可申請につきましては、２件でございます。
１件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、

〇〇〇〇。譲受人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、811㎡となります。

申請理由は、譲渡人が、高齢になり、耕作できないため売却することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し、経営の拡大を図りたい。

別にお配りしている、資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は法人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は農地所有適格法人であるため、該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、上野 委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

2件目の譲渡人は、札幌市〇区〇〇〇条〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。譲受人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で、1,149㎡となります。申請理由は、譲渡人が、相続により所有しておりますが、耕作できないため売却することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し、経営の拡大を図りたい。

別にお配りしている、資料2農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をご覧ください。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は法人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は農地所有適格法人であるため、該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項

第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、白倉委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 長 只今の説明に関連して、現地調査にあたられた委員より補足説明があればお願いいたします。

9 番 議長 9 番

議長 長 9 番 上野委員

9 番 1 件目について、現地調査を行いました。が、周辺農地への影響等もないものと思われ。ます。以上です。

1 番 議長 1 番

議長 長 1 番 白倉委員

1 番 2 件目について、現地調査を行いました。が、周辺農地への影響等もないものと思われ。ます。以上です。

議長 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 長 質疑がございませんのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第15回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第15回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時13分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

7 番

8 番